

特別養護老人ホーム さわやかナーシングさかほぎ 利用料金表

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

① 基本利用料(記載は1割の負担額)

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室

	1日あたり		30日あたり	
	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
要介護1	694単位	694円	20,820単位	20,820円
要介護2	762単位	762円	22,860単位	22,860円
要介護3	835単位	835円	25,050単位	25,050円
要介護4	903単位	903円	27,090単位	27,090円
要介護5	968単位	968円	29,040単位	29,040円

介護福祉施設サービス費の減算

減算内容	減算額
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合。	3%に相当する額
利用者の数が利用定員を超える場合。	30%に相当する額
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合。	30%に相当する額
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合。	3%に相当する額
身体拘束廃止未実施減算(厚生労働大臣の定める施設基準を満たさない場合)。	10%に相当する額
虐待の発生又はその再発を防止するための処置。(厚生労働大臣の定める施設基準)が講じられていない場合	1%に相当する額
感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる業務継続計画が未策定の場合。	3%に相当する額
安全管理体制未実施減算(厚生労働大臣の定める施設基準を満たさない場合)。	5円/日
栄養管理の基準を満たさない場合	14円/日

② その他の加算される料金(記載は1割の負担額)

加算項目	加算内容	利用者負担額
日常生活継続支援加算	利用者6名に対して介護福祉士を1名以上配置しており、以下のいずれかに該当する場合。①6ヶ月又は12ヶ月間の新規利用者の総数のうち、要介護4又は要介護5の割合が70%以上である。②6ヶ月又は12ヶ月間の新規利用者の総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上である。③利用者のうち、喀痰吸引等を必要とする割合が15%以上である。	36円/日(従来型) 46円/日(ユニット型)
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	6円/日(定員30名以上50名以下) 4円/日(51名以上)
看護体制加算Ⅱ	配置基準を1名以上上回って看護職員を配置しており、24時間の連絡体制を確保している場合。	13円/日(定員30名以上50名以下) 8円/日(51名以上)
夜勤職員配置加算Ⅰ	従来型施設において配置基準を1名以上上回って夜勤を行う職員を配置している場合。	22円/日(定員30名以上50名以下) 13円/日(51名以上)
夜勤職員配置加算Ⅱ	ユニット型施設において配置基準を1名以上上回って夜勤を行う職員を配置している場合。	27円/日(定員30名以上50名以下) 18円/日(51名以上)
夜勤職員配置加算Ⅲ	従来型施設において夜勤職員配置加算Ⅰの要件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	28円/日(定員30名以上50名以下) 16円/日(51名以上)
夜勤職員配置加算Ⅳ	ユニット型個室において夜勤職員配置加算Ⅱの要件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	33円/日(定員30名以上50名以下) 21円/日(51名以上)
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言を受け、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成している場合。3ヶ月に1回に限る。	100円/月(個別機能訓練加算を算定している場合は算定不可)
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者ごとに機能訓練計画を作成し、機能訓練を行っている場合。	200円/月(個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月)
個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員により利用者ごとに機能訓練計画を作成し、機能訓練を行っている場合。	12円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰの内容に加えて、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たってそれらの情報を活用している場合。	20円/月
個別機能訓練加算Ⅲ	個別機能訓練加算Ⅱおよび口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント加算を算定し、利用者ごとに機能訓練指導が個別機能訓練計画の内容等の情報や口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を共有し、必要に応じて計画の見直し、見直しの内容を関係職種間で共有している場合。	1月20単位(20円)
ADL維持加算Ⅰ	以下のいずれにも該当する場合。①評価対象利用期間が6ヶ月を超える利用者の総数が10以上である。②前述の利用者全員について、利用開始月とその6月目において、指定された指標を用いて適切にADLを測定し、その内容を厚生労働省に提出している。③厚生労働大臣が定める計算方法に基づき得られた値が1以上である。12ヶ月間に限る。	30円/月
ADL維持加算Ⅱ	ADL維持加算Ⅰの①と②の要件を満たし、③で得られた値が2以上である。12ヶ月間に限る。	60円/月

自立支援促進加算	医師が利用者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を入所時にし、特に対応が必要とされた利用者に対して多職種が共同して支援計画を作成して支援を行っている。なおかつ、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施に必要な当該情報を活用している場合。	1月300単位(300円) →1月280単位(280円)
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症のため要介護状態となった利用者に対するサービスを行う場合。	120円/日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者が2分の1以上を占め、認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置して複数人の職員で認知症の症状に対応するチームを組み、なおかつ、対象者に対し、個別に認知症の症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の症状の予防等に資するチームケアを実践すると共に、認知症ケアについて検討、計画の作成、評価、見直し等を行っている場合は認知症チームケア推進加算Ⅱを算定。	1月150単位(150円)
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症チームケア推進加算Ⅱの要件を満たし、認知症介護に係る研修専門的な研修のさらに上級の研修を修了した職員を配置している場合は認知症チームケア推進加算Ⅰを算定。 両加算の併算定は不可。	1月120単位(120円)
常勤専従医師配置	常勤の専従医師を配置している場合。	25円/日
精神科医師定期的療養指導	精神科医師による月に2回以上の療養指導を受けている場合。	5円/日
障害者生活支援体制加算Ⅰ	視覚、聴覚、言語機能に障害がある利用者、知的障害又は精神障害を有する利用者に対する障害者専門支援員を1名以上配置している場合。	26円/日
障害者生活支援体制加算Ⅱ	視覚、聴覚、言語機能に障害がある利用者、知的障害又は精神障害を有する利用者に対する障害者専門支援員を2名以上配置している場合。	41円/日
外泊時費用	入院や居宅へ外泊した場合。1ヶ月に6日間に限る。	246円/日
在宅サービスを利用したときの費用	居宅へ外泊時に居宅サービスを提供する場合。1ヶ月に6日間に限る。	560円/日
初期加算	入所日又は30日を超える入院後に入所した場合。入所日から30日以内の期間に限る。	30円/日
再入所時栄養連携加算	病院等へ入院後に再度入所する際、入院前と栄養管理が大きく異なるため施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合。	200円/1回
退所前訪問相談援助加算	利用者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所後の福祉サービス利用について利用者、利用者の家族等に相談援助を行った場合。	460円/1回
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に居宅を訪問し、利用者、利用者の家族に相談援助を行った場合。	460円/1回
退所時相談援助加算	利用者、利用者の家族等に対して退所後の福祉サービス利用についての相談援助を行い、退所後2週間以内に市町村及び居宅サービスの事業所に対して必要な情報を提供した場合。	400円/1回
退所前連携加算	利用者が退所後に利用を希望する居宅サービスの事業所に対して、必要な情報を提供し、連携して福祉サービス利用の調整を行った場合。	500円/1回
退所時情報提供加算	利用者が医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で利用者の紹介を行った場合。	1回250単位(250円)
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする利用者または低栄養状態にあると医師が判断した利用者が退所する際に、利用者の主治医や介護支援専門員、医療機関等に対して管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合。	1回70単位(70円)
栄養マネジメント強化加算	利用者50名に対して管理栄養士を1以上の割合で配置(常勤栄養士を配置し、給食管理を行っている場合は利用者70名に対して1以上)し、利用者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。	11円/日
経口移行加算	経管により食事を摂取されている利用者に対して、経口による摂取を進めるために計画を作成し、栄養管理を行った場合。6ヶ月間に限る。	28円/日
経口維持加算Ⅰ	著しい摂食障害がある利用者に対して、利用者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合。6ヶ月間に限る。	400円/月
経口維持加算Ⅱ	摂食障害がある利用者に対して、利用者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合。6ヶ月間に限る。	100円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師または歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを行った場合。	90円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	口腔衛生管理加算Ⅰの内容に加えて、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理に当たって当該情報を活用している場合。	110円/月
療養食加算	医師の指示により糖尿病食や腎臓病食など特別な食事を提供する場合。1日3回以内に限る。	6円/回
配置医師緊急時対応加算	配置医師が早朝・夜間又は深夜に施設を訪問して診療を行った場合。	650円/回(6時～8時・18時～20時) 1300円/回(20時～6時)
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し、なおかつ、入院を要すると認められた利用者入院を原則として受けれる体制を確保している場合は※①を算定、さらに利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、施設からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保している場合は※②を算定。 両加算の併算定は不可。	1月5単位(5円)※① 1月100単位(100円)※② (令和7年度からは50単位)

特別通院送迎加算	透折を要する利用者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等ややむを得ない事情があるものに対して、月12回以上、通院のための送迎を行った場合。	1月594単位(594円)
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護に関する指針を定め、利用者、利用者の家族等の同意のもと看取り介護計画を作成し、施設において看取り介護を行った場合。	72円/日(死亡日以前31日~45日) 144円/日(死亡日以前4~30日) 680円/日(死亡前日、前々日) 1280円/日(死亡日)
看取り介護加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める医療提供体制を整備し、看取り介護に関する指針を定め、利用者、利用者の家族等の同意のもと看取り介護計画を作成し、施設内において看取り介護を行った場合。	72円/日(死亡日以前31日~45日) 144円/日(死亡日以前4~30日) 780円/日(死亡前日、前々日) 1580円/日(死亡日)
在宅復帰支援機能加算	利用者の家族等と連絡調整を行っており、利用者が退所後に利用を希望する居宅サービスの事業所に対して、必要な情報を提供し、福祉サービス利用の調整を行った場合。	10円/日
在宅・入所相互利用加算	在宅生活の継続を目的とし、在宅期間及び入所期間を定めて計画的に複数の利用者で居室を利用する場合。3ヶ月間に限る。	40円/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している従業者を前記の利用者20名に対して1名以上配置しており、定期的に会議を行っている場合。	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算Ⅰの内容に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、施設において認知症ケアに関する研修を行っている場合。	4円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要と医師が判断した利用者に対してサービスを行う場合。入所日から7日以内に限る。	200円/日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	利用者ごとに褥瘡の発生と関連性のあるリスクについて評価を行い、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理に当たって当該情報を活用している。褥瘡が発生するリスクがある利用者に対して医師等と共同して褥瘡ケア計画を作成して褥瘡管理を行った場合。	3円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの内容に加えて、褥瘡が発生するリスクがある利用者について、褥瘡の発生のない場合。	13円/月
排せつ支援加算Ⅰ	排せつに介護を要する利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師等と入所時等に評価し、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用している。適切な対応を行うことにより改善が見込まれる利用者に対して他職種が共同して支援計画を作成して支援を行った場合。	10円/月
排せつ支援加算Ⅱ	排せつ支援加算Ⅰの内容に加えて、適切な対応を行うことにより改善が見込まれる利用者について、排尿・排便の状態のどちらかが改善するとともに、いずれも悪化がない。又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合。	15円/月
排せつ支援加算Ⅲ	排せつ支援加算Ⅰの内容に加えて、適切な対応を行うことにより改善が見込まれる利用者について、排尿・排便の状態のどちらかが改善するとともに、いずれも悪化がない。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。	20円/月
自立支援促進加算	医師が利用者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を入所時にし、特に対応が必要とされた利用者に対して多職種が共同して支援計画を作成して支援を行っている。その内容等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施に必要な当該情報を活用している場合。	300円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	・協働医療機関等との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に連携して適切に対応しており、なおかつ、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合は高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰを算定。	1月10単位(10円)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰの要件を満たし、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合は高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱを算定。	1月5単位(5円)
新興感染症等施設療養費	利用者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、当該する介護サービスを行った場合に1月に1回連続する5日を限度として算定。	1回日240単位(240円)
科学的介護推進体制加算Ⅰ	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用している場合。	40円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算Ⅰの内容に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合。	50円/月
安全対策体制加算	厚生労働大臣が定める研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置して組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。入所時に1回に限る。	20円/1回
生産性向上推進体制加算Ⅰ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行い、なおかつ、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合は生産性向上推進体制加算Ⅱを算定。	1月100単位(100円)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合は生産性向上推進体制加算Ⅰを算定。 両加算の併算定は不可。	1回10単位(10円)

サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合。①介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する従業員の割合が80%以上である。②利用者に直接サービスを提供する職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上である。	22円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が60%以上である場合。	18円/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかに該当する場合。①介護福祉士の総数のうち、介護福祉士の資格を有する従業員の割合が50%以上である。②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上である。③利用者に直接サービスを提供する職員のうち、7年以上勤続している職員が30以上である。	6円/日

②-1

介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの8.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅱ		①+②の該当するものの6.0%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅲ		①+②の該当するものの3.3%に相当する金額

②-2

介護職員等特定処遇改善Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの2.7%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善Ⅱ		①+②の該当するものの2.3%に相当する金額

②-3

介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの1.6%に相当する金額
------------------	--	------------------------

※『介護保険給付の対象となるサービス』には、1割の負担額が記載されています。
 ※負担割合は、『介護保険負担割合証』もしくは『介護保険被保険者証』に記載の通りです。

※②-1、②-2、②-3

令和6年6月1日より、施設が活用しやすくするために一本化となり、加算率が上がります。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの14.0%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの13.6%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの11.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算Ⅳ	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの9.0%に相当する金額

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

※市区町村より介護保険負担限度額認定証が交付されている利用者は、
 ③及び④の負担が第1段階から第3段階の額になります。

③ 食費

負担段階			1日あたり	30日あたり
標準費用額	・朝食、昼食、夕食の3食分費用となります。食材の関係で1食でも食べれば3食分の費用として徴収させていただきます。		1,445円	43,350円
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方		300円	9,000円
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	390円	11,700円
第3段階①	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	650円	19,500円
第3段階②	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	1,360円	40,800円

④居住費

	多床室	
	1日あたり	30日あたり
標準費用額	915円	27,450円
第1段階	0円	0円
第2段階	430円	12,900円
第3段階①	430円	12,900円
第3段階②	430円	12,900円

※外泊、入院中で外泊時費用の算定が無い期間においては、標準費用額での請求となります。

(3) その他の費用

項目	内容	利用者負担額
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合	実費(業者の定める金額)
喫茶	施設内喫茶を利用された場合	100円
電気使用料	居室内で施設備え付け機器以外の電化製品を使用された場合	1日につき50円
事務管理費	預かり金の出納管理に係る費用等	1日につき50円
その他の日常生活品等	利用者の希望により日常生活に使用する品物を購入された場合	実費
クラブ活動の材料費	施設内で行うクラブ活動に参加された場合	実費
娯楽・行事費用	利用者の希望により娯楽や行事に参加された場合	実費